



## 第9章

# 情報の適切な管理

## 1 死因究明等により得られた情報を取り扱う者に対する情報管理の重要性の周知徹底

【施策番号93】

厚生労働省においては、令和6年度中に開催された地方協議会や各都道府県知事部局の関係幹部を対象とした会議等を通じ、それぞれの参加者に対して、死因究明等により得られた情報については、死者及びその遺族等の権利利益等に配慮して管理する必要があることを踏まえ、当該情報を取り扱う者に情報管理の重要性を周知徹底するよう依頼した。

文部科学省においては、令和6年度中に開催された全国医学部長病院長会議定例社員総会や、歯科大学学長・歯学部長会議等の大学・大学病院関係者を対象とした会議において、死因究明等により得られた情報を取り扱う者に対する情報管理の重要性を含む死因究明等推進計画の趣旨等を周知した。

警察、検察庁、海上保安庁及びこども家庭庁においては、死者及びその遺族等の権利利益等に配慮しつつ、個人情報の管理に関する法令等に基づき、死因究明等により得られた情報の適切な管理に努めている。